平成２２年（フ）第１１８５号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目23番地の２山條マンション206号
破産者　中村　秀幸（旧姓西尾）
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０５号
横浜市中区相生町５丁目79番３号
破産者　有限会社ジャストライフ
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０００号
神奈川県高座郡寒川町倉見2221番地
破産者　有限会社片倉建鉄
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３１号
神奈川県秦野市堀西15番地の３
破産者　株式会社あおき屋本店
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４３号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目５番３号
破産者　有限会社二見屋
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６４号
岐阜県関市下有知3819番地
破産者　畑佐　清子
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８９６号
京都市南区唐橋平垣町８番地　ニッシンビル２階
破産者　株式会社ＩＮＧ
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
広島県呉市焼山東４丁目９番３号
破産者　有限会社オオシタ商会
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成１７年（フ）第６５６号
香川県小豆郡小豆島町片城甲２番地の３
破産者　株式会社池田工業
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６７号
愛媛県南宇和郡愛南町須ノ川824番地
破産者　株式会社堀建設
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８７２号
高知県南国市廿枝1156番地
破産者　株式会社いちとにぶんのいち
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６６号
高知市北川添11番15号
破産者　有限会社小野山建設
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町26番２―602号、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番22号
破産者　南日本コンピュータ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７号
千葉市若葉区貝塚町1310番地38
破産者　リカーショップ三喜有限会社
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
千葉市若葉区都賀２丁目25番５号　サンベスク都賀203号
破産者　河野　通隆
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３０号
群馬県前橋市国領町１丁目11番１号
破産者　有限会社アビアス
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９３号
千葉県船橋市八木が谷３丁目７番３号
破産者　高晟建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９４号
千葉県市川市宝２丁目３番１号パークシティ宝202号
破産者　高田　正幸
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５３号
千葉県市川市宝２丁目３番１号パークシティ宝202号
破産者　高田かおる
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４６３号
千葉県船橋市田喜野井６丁目25番５号
破産者　株式会社スキップ
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０４号
千葉県市川市新井３丁目21番16号ローズアパートＱ35―201号、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地２　おゆみ野パークハウス５番館508号
破産者　豊田　賢二
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係